

市民協働事業「テック系スタートアップ支援拠点設置・運営事業」業務委託  
 プロポーザルに関する質問への回答

横浜市経済局イノベーション推進課

質問要旨	回答
1. 「(2) 本支援拠点の設置及び運営」について	
<p>「年間20日程度を上限とする貸切日の設定」を基本時間帯内で行う場合、本対応時間については運営時間に含めて考えることが可能であり、本対応時間に代わる運営時間を基本時間帯以外で別途設ける必要はないか。</p>	<p>「年間20日程度を上限とする貸切日の設定」は基本時間帯（原則：平日10時～18時）の運営に代えて、貸切日を設定することができるものであって、貸切日に充てた時間分を、基本時間帯以外に別途振り替えて確保する必要はありません。</p>
<p>上記貸切対応や、その他貴市と協議の上必要であると判断する対応を平日夜や土日祝日に行う場合、その対応時間について運営時間に含めて考えることは可能か。</p>	<p>貸切日については、上記のとおり基本時間帯の運営に代えて設定するものであって、基本時間帯以外の時間帯に設定しそれを運営時間として振り替えることは想定していません。          その他本市と協議の上必要であると判断する対応を基本時間帯以外の時間帯に行った場合に、これを運営時間に含めるかについては、都度協議により決定するものとします。</p>
<p>前項の内容が可能である場合、貴市と事前に協議の上で、本対応を含めたその週の運営時間を週40 時間以上とする形で、基本時間帯及び「1日 8 時間以上」に拘らず調整することは可能か。          (例：水曜日18:00-21:00 でイベント実施の場合に当該日の運営時間を13:00-21:00 と変更する、土曜日9:00-12:00 でイベントを実施する場合、当該イベント実施週の金曜日の運営時間を13:00-18:00にする等)</p>	<p>運営時間は原則基本時間帯を想定していますが、基本時間帯以外の時間帯にイベント等の対応を行う場合に、同一週内の運営時間の調整を行うかどうかについては、その対応内容や影響等を踏まえ協議により決定するものとします。</p>
2. 「(6) テック系スタートアップの成長加速化に向けた伴走支援」について	
<p>継続支援先（成長加速化伴走支援プログラム第二期（令和7年度事業）で採択しているスタートアップ4者）以外の6社の採択のための公募に関し、1回で実施又は2回に分けて実施するかについて指定はあるか。</p>	<p>指定はありません。支援対象企業1者につき3か月間程度の支援期間の確保が可能であることを前提として、複数回に分けての実施も可能とします。</p>
<p>支援期間について「支援対象企業1者につき3か月間程度」と記載があるが、最短・最長期間について指定はあるか。（令和7年度事業からの継続支援先・令和8年度新規採択企業それぞれについて）</p>	<p>令和7年度事業からの継続支援先・令和8年度新規採択企業のいずれについても、支援期間の最短・最長の指定はありません。個社の状況にあわせた支援を提供できる適切な期間として、3か月程度を目安に設定してください。</p>

質問要旨	回答
3. 「(7)テック系スタートアップに向けた人材活用環境の構築とチーム組成支援」について	
<p>「ア 概要」に記載する内容で作成する人材のリストについて、令和8年度中に横浜市以外に提供・閲覧に供する可能性はあるか。個人情報を収集する際の情報の提供範囲の想定を知りたい。</p>	<p>本事業において作成する人材リストは、横浜市が実施するテック系スタートアップ支援の目的に限り利用するものであり、現時点で第三者への個人情報提供は想定していません。</p>
<p>人材マッチングにあたり、マッチング先人材に対する人件費補助の実施可否はあるか。</p>	<p>本事業では人材のリスト化からマッチングの試行までを実施するため、マッチングした人材への人件費補助は想定していません。</p>